

令和5年度 大阪市結核定期健康診断補助金 募集要項

大阪市結核定期健康診断補助金（以下「補助金」という。）は、結核患者の早期発見及び結核蔓延を防止する為に、学校又は施設の設置者が実施する定期の健康診断の費用について一部補助を実施することにより本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

1 補助内容及び補助金額等

(1) 補助内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）が、法第58条の3の規定に基づき行う定期の健康診断に要する費用の支弁に対して、法第60条の規定によりその費用の3分の2を補助します。

(2) 補助金額

健康診断のうち胸部エックス線検査に要した額から、当該年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と、次に掲げる基準により算定した補助基本額とを比較し、いずれか少ない方に3分の2を乗じた額とします（ただし1円未満は切捨てます）。

・補助基本額

- ① レンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×81円
- ② 70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×97円
- ③ 100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×125円
- ④ 直接撮影を受けた者の延べ数×131円
- ⑤ 精密検査（事後措置）を受けた者の延べ数×131円

(3) 補助対象経費

法第58条の3の規定に基づき設置者が支弁した定期の健康診断に要する費用。

2 補助金対象者

- (1) 大阪市内に所在地を置く大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するもの及び修業年

限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒のうち当該年度に入学した者

- (2) 日本語教育施設のうち、専修学校もしくは各種学校又は一般財団法人日本語教育振興協会の認定を受けた施設のすべての学生
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するものを除く。）の入所者のうち当該年度の末日において65歳以上である者

3 補助対象となる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に実施される事業が、補助の対象となります。

4 申請期間

- (1) 事業開始が令和5年4月から5月末までの場合
令和5年2月28日（火）
- (2) 事業開始が令和5年6月から9月末までの場合
令和5年4月28日（金）
- (3) 事業開始が令和5年10月から翌年3月末までの場合
令和5年8月31日（木）

※申請は事業開始前に行う必要があります。

※各申請期間とも提出期限は申請最終日の17時30分必着となります。

ご注意ください。

（本事業の適用は、令和5年度予算が発効したときとします。）

5 申請方法

○申請方法

本市ホームページに掲載の様式をダウンロードしていただき、下記提出先まで郵送でご提出をお願いします

（大阪市ホームページ申請様式掲載箇所）

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000069166.html>

6 提出先及び問合せ先

○提出先・問合せ先

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000（あべのメディックス 11階）

大阪市保健所 感染症対策課 結核グループ（TEL：06-6647-0653）

7 補助金申請から交付までの流れ(参考)

(1) 交付の申請

(事業者が市長に対して、事業開始が令和5年4月から5月末までの場合は令和5年2月28日(火)まで、事業開始が令和5年6月から9月末までの場合は令和5年4月28日(金)まで、事業開始が令和5年10月から翌年3月末までの場合は令和5年8月31日(木)までに申請)

(2) 交付の決定

(市長が書類審査及び現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査した上で交付決定)

(3) 実績報告

(事業者が市長に対して、補助事業が完了したときに提出)

(4) 補助金額の確定

(書類審査及び現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査した上で補助金の額を確定し、補助事業者に通知)

(5) 交付

(事業者が市長に対して請求書を提出し、市長が審査したうえで補助金を交付)

※ 実際の健診人数が当初の申請人数を上回る場合は、変更申請書の提出が必要になります。変更承認を受けなければ補助事業の対象にはなりません。変更申請書については、対象となる事業の事業開始日前までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

8 その他(参考)

定期健康診断を実施した際は、下記報告書の提出が必要となります。

【参考】結核にかかる定期健康診断実施後の報告書提出のお願い

感染症法第53条の7では健診義務者が定期健診を実施した際には報告書の提出が必要である旨が規定されています。報告については本市ホームページに様式を掲載しておりますので、提出についてご協力をよろしくお願いいたします。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000049760.html>

電子申請での受付も行っていますのでぜひご利用ください。

(ページ中ほどに電子申請ポータルへのリンクがあります)